# 令和6年版

国土交通省大臣官房総務課

- 令和6年7月1日 内容現在:
- ◆2,544頁
- ▶定価12,760円 (本体11,600円+税10%)

ISBN978-4-8090-5136-4 C3032 ¥11600E



## ☆注目の改正

特定居住促進計画の作成や、特定居住支援法人の 指定等を追加した、広域的地域活性化のための基 盤整備に関する法律(令6.5.22法31。公布の日 から6月内施行)

☆主な改正法令 〈令和6年通常国会で改正された法令〉

都市緑地法、建築基準法、住宅の品質確保の促進 等に関する法律、公共工事の品質確保の促進に 関する法律ほか最新の内容を収録

☆建築基準法等7法は、運用の便を 図るため詳細な参照条文付き。

(詳しくは裏面を参照ください。)

政平令成

いしてあります

人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散

宅地建物取引業者であつ

つたとき

**地建物取引業者について破産手続開始の決定があつた場** 

周知する方法とする。 規定する都道府県計画(以下て準用する場合を含む。)の の提出に必要な事項を、イン竪案に対する住民の意見の提 二重県、京都府、大阪府、戸定める都道府県は、茨城県 五条第四項(同条第六項 第二章 総則(第一条—第一章 総則(第一条—第一章 総則(第一条—第 第四章 住宅確保要配慮者 第二節 居住之报 計劃 認好 祭四十年 韓四十五条 第二節 認定 医性后线 計劃 認好 第四十二条 第二章 認在 巴克特例 (第五十二条 第五十三条 ) 第五節 龍剛 (第五十二条 ) 第五節 龍剛 (第五十二条 ) 第五節 龍剛 (第五十二条 ) 第五十八条 ) 第 第 五章 附 第 第 則 九 八 章 章 第五章 居住安 第七章 認定家賃債務保証業者(第七十二条—第八十条) 第六章 住宅確保要配慮者居住支援法人(第五十九条—第七十一条) の供給の促進し ○住宅確保要配慮 令和7年1月2日以降に施行の 条文は現行の次に囲んで掲載

用語から関連法や条文を スピ -ディーに検索可能

[追加·昭和四六法一一〇、

平成五法八九、平成一

一法一六○・平成一四法四五、全改・平成一、改正・昭和五五法五六・昭和六三法二

【監督処分―法六五【罰則―法七九3・八二2・八四 第一六条 都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより 宅地建物取引士資格試験(以下 信用失墜行為の禁止

改止

·昭和五五法五六

位を害するような行為をしてはならない (知識及び能力の維持向上) [追加・平成二六法八二]

第一五条の二 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品 務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。 帰一五条の三 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事

ときは、宅地又は建物の取引の専門家として、 (宅地建物取引士の業務処理の原則) に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならな 誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、 の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ 五条 宅地建物取引-宅地建物取引業の業務に従事する 宅地建物取引業 購入者等の利益

第三章 宅地建物取引士 改正・平成二六法八

規則五の五【申請

|改正・昭和||三||法

(無免許事業等の禁

第三条第

○、改正・平成一一法一六○〕○、改正・平成一一法一六○〕一条を改正し繰下・昭和四六法一 再交付及び返納並びに宅地に規定するもののほか、免許

建物取引業者名簿の登載、訂正及び消除について必要な事項はの申請・免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地の申請・免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地は「一個条の第二条を持つのではか、免許 国土交通省令で定める。 者をいう。)を養育している者

五 子ども(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるる障害者 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定

害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた

に該当する者をい

第二条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれか(定義) が発生した日において居住して 下この号において同じ。)により減失若しくは損傷した住宅 災害(発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以 その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者 いた者又は災害に際 二条第一項に規定する災に際し災害救助法(昭和

第一条 この法律は、住生活基本法 (平成十八年法律第六十一号) の基本 合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進り、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総 な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等に 国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定、 とり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関

供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための旨 て国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 る賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、も

この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十 、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、 、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、 はおります。

国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住

去

第八章 一章 罰則(第九十二条—第九十五条 · 雑則(第八十八条—第九十 (第八十三条—第八十七条) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策住宅確保要配慮者居住支援協議会(第八十一条・第八十二条)

詳しい内容は、こちらまで!

https://www.tokyo-horei.co.jp/official/



東京法令出版

# 数多くある関係法令から執務に不可欠なものを厳選!



# 重要法尼尼参照条文态的仿息以后。

## ~319法令を体系的に登載~

色刷は参照条文付きの法令 ◎太字は新しく登載した法令 ●は令和6年版で補正された法令

#### 日本国憲法

○日本国憲法

#### 社会資本整備重点計画関係

●社会資本整備重点計画法・施行令・施行規則

#### 都市計画関係

- ■都市計画法○都市計画法施行法〔抄〕
- ●都市計画法施行令●施行規則
- 都市再生特別措置法・施行令●施行規則
- ●密集市街地における防災街区の整備の促進 に関する法律●施行令●施行規則
- ●地域再生法〔抄〕 ●施行令〔抄〕
- ○国土交通省関係地域再生法施行規則 ○農林水産省・国土交通省関係地域再生法施
- 行規則 ●民間都市開発の推進に関する特別措置法
- ・施行令・施行規則 民間資金等の活用による公共施設等の整備
- 等の促進に関する法律 ●中心市街地の活性化に関する法律●施行令 ■国土交通省関係中心市街地の活性化に関す
- る法律施行規則 ●都市の低炭素化の促進に関する法律●施行 令●施行規則
- ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律●施行令●施行規則
- ○高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう にするために誘導すべき建築物特定施設の 構造及び配置に関する基準を定める省令
- ○移動等円滑化のために必要な特定公園施設 の設置に関する基準を定める省令
- ○移動等円滑化のために必要な道路の構造及 び旅客特定車両停留施設を使用した役務の 提供の方法に関する基準を定める省合
- ○移動等円滑化のために必要な道路の占用に 関する基準を定める省令
- 都市公園法●施行令・施行規則
- ○市民農園整備促進法・施行令●施行規則
- ○都市の美観風致を維持するための樹木の保 存に関する法律・施行令・施行規則
- ●都市緑地法●施行令・施行規則 ■景観法●施行令・施行規則
- ○景観行政団体及び景観計画に関する省令 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協
- 定に関する省令 ○景観農業振興地域整備計画に関する省令
- ●地域における歴史的風致の維持及び向上に 関する法律・施行令・施行規則
- ○国土交通省関係地域における歴史的風致の 維持及び向上に関する法律施行規則
- ○地域における歴史的風致の維持及び向上に 関する法律第22条第2項において読み替え て準用する土地改良法第94条の6第2項に 規定する土地改良施設を定める省令
- ○文部科学省関係地域における歴史的風致の 維持及び向上に関する法律施行規則
- ○文部科学省・農林水産省・国土交通省関係 地域における歴史的風致の維持及び向上に 関する法律施行規則
- ●古都における歴史的風土の保存に関する特 別措置法・施行令・施行規則
- ●明日香村における歴史的風土の保存及び生活

環境の整備等に関する特別措置法・施行令

- ●生産緑地法・施行令・施行規則
- ○屋外広告物法●施行規則
- ●土地区画整理法●施行令●施行規則 ○都市再開発法・施行令●施行規則
- ○流通業務市街地の整備に関する法律・施行 令●施行規則
- ○駐車場法・施行令・施行規則
- ●都市開発資金の貸付けに関する法律・施行 令●施行規則
- ○字地造成及び特定盛十等規制法・施行令・ 施行規則

#### 水管理関係

- ●河川法●施行令●施行規則○河川法施行法 ○河川管理施設等構造令・施行規則
- ○特定多目的ダム法●施行令●施行規則
- ○砂防法・施行規程
- ○他の都府県又は他の都府県内の公共団体に 砂防工事の費用を負担させる場合の手続に
- ○砂防指定地台帳等整備規則
- ○砂防法第44条及び砂防法施行規程第8条ノ 4の規定により地方整備局長又は北海道開 発局長に委任する職権を定める省合
- ○砂防法施行規程第11条第2号に規定する砂 防設備に堆積した土石その他これに類する ものの排除を定める省令
- ●地すべり等防止法・施行令●施行規則 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する
- 法律●施行会・施行規則
- ○十砂災害警戒区域等における十砂災害防止対 策の推進に関する法律●施行令・施行規則 ●海岸法●施行令●施行規則
- ○水防法・施行令・施行規則
- 特定都市河川浸水被害対策法●施行令・施 行担則
- 公有水面埋立法・施行令・施行規則 ■水資源開発促進法
- ●独立行政法人水資源機構法
- 下水道法●施行令●施行規則
- ○日本下水道事業団法●施行令・施行規則

### 道路関係

- ●道路法●施行令●施行規則
- ○道路構造令○特定車両停留施設の構造及び 設備の基準を定める省令○車両制限令
- ○道路の修繕に関する法律○同法の施行に関 する政令
- ○共同藩の整備等に関する特別措置法
- ○雷線共同港の整備等に関する特別措置法 ○国土開発幹線自動車道建設法・施行令
- ○高速自動車国道法・施行令
- ○幹線道路の沿道の整備に関する法律
- ○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置 に関する法律・施行令・施行規則
- ○踏切道改良促進法・施行令・施行規則
- ○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ●道路整備特別措置法●施行令●施行規則 ○高速道路株式会社法・施行令●施行規則
- 高速道路事業等会計規則
- ○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構法●施行令
- ●独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

- 機構に関する省令
- ○地方道路公社法●施行令○施行規則
- ○無電柱化の推進に関する法律 〇自転車活用推進法

### 住宅建築関係

- ○住生活基本法・施行令・施行規則
- ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給 の促進に関する法律
- ○公営住宅法●施行会●施行規則
- ○公堂住室室整備其準
- ●高齢者の居住の安定確保に関する法律・施 行令・施行規則
- ■国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住 の安定確保に関する法律施行規則
- ○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法 律・施行令
- ●住字地区改良法・施行会
- ○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住 宅等の整備等に関する特別措置法●施行令
- マンションの管理の適正化の推進に関する 法律・施行令●施行規則
- ○マンションの建替え等の円滑化に関する法 律・施行令●施行規則
- ○マンションの建替え等の円滑化に関する法 律による不動産登記に関する政令
- ○建物の区分所有等に関する法律 ●独立行政法人住宅金融支援機構法●施行令
- ●独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令
- ●住字融資保険法・施行令
- ●独立行政法人都市再生機構法●施行会
- ●独立行政法人都市再生機構に関する省令 ○地方住宅供給公社法●施行令
- ●住宅の品質確保の促進等に関する法律・施 行令●施行規則
- ○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関 する法律・施行会●施行規則 ○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵
- 担保保証金に関する規則
- ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律 ●施行令●施行規則
- ●建築基準法●施行令●施行規則
- ●建築基準法に基づく指定建築基準適合判定 資格者検定機関等に関する省令
- ○建築十法・施行令●施行規則
- ●建築物の耐震改修の促進に関する法律●施 行令●施行規則
- 官公庁施設の建設等に関する法律
- ○官公庁施設の建設等に関する法律第12条 第1項の規定によりその敷地及び構造に係 る劣化の状況の点検を要する建築物を定め る政会
- ○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則 ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関 する法律●施行令●施行規則
- ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令
- ●浄化槽法○借地借家法・施行令・施行規則 ●空家等対策の推進に関する特別措置法●施 行規則
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第7 条第6項に規定する敷地特例適用要件に関 する基準を定める省令

### 災害・防災関係

- ●災害対策基本法●施行令・施行規則
- ●公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法● 施行会●施行規則
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助 等に関する法律●施行令
- ○大規模な災害の被災地における借地借家に 関する特別措置法
- ○被災市街地復興特別措置法・施行令・施行 #日目
- ■大規模災害からの復興に関する法律 ●東日本大震災復興特別区域法〔抄〕
- ●福島復興再生特別措置法
- ●津波防災地域づくりに関する法律●施行令 ●施行規則

#### 土地関係

- ○土地基本法
- ●土地収用法・施行令●施行規則
- ○土地収用法第88条の2の細目等を定める政令 ○大深度地下の公共的使用に関する特別措置 法・施行令●施行規則
- ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法●施行令●施行規則
- 測量法・施行令●施行規則
- ●宅地建物取引業法・施行令●施行規則
- ○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 施行令●施行規則
- ■不動産特定共同事業法・施行令●施行規則

#### 建設業関係

- ●建設業法・施行令●施行規則
- ●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律・施行令
- ●公共工事の品質確保の促進に関する法律 ○建設工事従事者の安全及び健康の確保の推
- 進に関する法律 ○公共工事の前払金保証事業に関する法律
- 施行令●施行規則 ○建設機械抵当法・施行令・施行規則
- ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律●施行会・施行規則
- ○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する

### 諸法

- ○国土形成計画法・施行令・施行規則
- ○国土利用計画法・施行令・施行規則
- ●広域的地域活性化のための基盤整備に関す る法律・施行令●施行規則
- ●民法〔抄〕 ○国有財産法●行政手続法●施行令
- ○国土交通省聴聞手続規則 ○行政機関の保有する情報の公開に関する法
- 律●施行会 ○行政代執行法●行政事件訴訟法
- ●行政不服審査法○国家賠償法
- ●日本電信電話株式会社の株式の売払収入の 活用による社会資本の整備の促進に関する 特別措置法・施行令

## 令和6年版 国土交通六法

申込

部 〈送料はサービス〉

定価12,760円(本体11,600円+税10%) (コード7013) 貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

お取扱者(自署) お届け先住所

(フリガナ)

曲

汃

団体名

部署名

(TEL

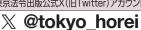
□公用 □私用

)

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者

- 個人情報の収扱いについく 果泉法含電原株式会社 個人情報保護管理者 ★古客様の個人情報は、異数の履行及び間連製品の案内に利用します。 ★本人の同意がある場合又は法合に基づく場合を除き、第三者に提供しません。 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TELO26-224-5441、privacyetokyo-horeicojp)までご連絡ください。 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント



ホームページからもご購入いただけます。 この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

東京法令出版紫菜受注センター FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272 (携帯雷話からもお申込みできます。)

■由込先

会社使用欄	団体	コード					□納品済 □請求済	入力印	쇠	
	得意先コード					□領収済	チェ			
	在庫		ラベル		Ŧ			ック		